

# 一般経営資金 一般貸付

## 1 目的

中小企業者等に対し、事業活動の維持・安定に必要な資金の融資の円滑化を図ることにより、経営基盤の強化に資する。

## 2 融資対象

- (1) 中小企業者等
- (2) 【経営者保証非提供促進型】国の全国統一保証制度である事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度の対象となる法人である中小企業者等

## 3 融資条件

(1) 融資条件は次の表のとおりとする。

融資対象区分	(1)	(2)【経営者保証非提供促進型】
資金用途	事業資金（道制度融資の借換に要する資金を含む）	
融資金額	8,000万円以内 中小企業等協同組合等にあつては、(2)は上限8,000万円以内 かつ(1)と(2)合算で2億円以内	
融資期間	1年超10年以内（うち据置1年以内）	
融資利率	[固定金利] 3年以内 年1.5% 5年以内 年1.7% 7年以内 年1.9% 10年以内 年2.1%	[変動金利] 年1.5% 〔融資期間が3年を超える取扱いの場合に限る〕
担保及び償還方法	取扱金融機関の定めるところによる。	担保 無担保 償還方法 取扱金融機関の定めるところによる。
信用保証	必要により信用保証協会の保証に付することがある。	すべて信用保証協会の保証付きとする。

(2) 融資取扱期間

融資対象(2)の取扱いは、令和9年(2027年)3月31日までとする。

## 4 融資の申込み

本貸付の融資の申込方法は「あっせん申込み」又は「直接申込み」とし、申込みに必要な書類は次のとおりとする。

なお、取扱金融機関及び信用保証協会は、融資審査上あるいは保証審査上必要と認める場合には、添付書類とは別に資料等の提出を求めることができるものとする。

### ●添付書類

融資対象区分	決算書等 2期分(※)	登記簿謄本 (登記事項証明書)	(設備資金の場合) 見積書又は 契約書	その他必要と認める書類
(1)	○	○	○	
(2)	○	○	○	事業者選択型経営者保証非提供制度要件確認書兼誓約書

(※) 2期分の決算又は申告が終了していない者にあつては、提出可能な決算書等（提出可能な決算書等がない場合は不要）及び直近の試算表とする。

## 5 取扱表示

次の表示を付して取り扱うものとする。

道一般

## 取扱細目

### 1 中小企業等協同組合等に対する取扱いについて

中小企業等協同組合等に対し、組合員への転貸のための資金を融資する場合は次によるものとする。

- (1) 融資金額は転貸先の1組合員につき5,000万円以内とし、かつ1組合に対する融資総額（既往融資残高を含む。）は2億円以内とする。
- (2) 転貸先の組合員は、総則第4の融資対象に該当する中小企業者とする。
- (3) 転貸のための融資を受けた組合は、この要領に定める融資条件により、直ちに組合員に貸し付けるものとする。

### 2 融資対象(2)について

- (1) 信用保証協会の事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証の対象となる中小企業者等とは、次のアからオのいずれにも該当する法人である中小企業者とする。

ただし、法人の設立後最初の事業年度（以下「設立事業年度」という。）の決算がない法人である中小企業者はア、イ及びウ、設立事業年度の次の事業年度の決算がない法人である中小企業者はウの要件は問わない。

ア 信用保証協会への保証申込日（以下「申込日」という。）以前2年間（法人の設立日から起算して申込日までの期間が2年間に満たない場合は、その期間）において、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること。

イ 申込日の直前の決算において、当該中小企業者の代表者（代表者に準ずる者を含む。）への貸付金その他の金銭債権（当該中小企業者の事業の実施に必要なもの及び少額のものを除く。）がなく、かつ、当該中小企業者の代表者（代表者に準ずる者を含む。）への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと。

ウ 次の両方又はいずれかを満たすこと。

- ① 申込日の直前の決算における貸借対照表上、債務超過（※1）でないこと
- ② 申込日の直前2期の決算における損益計算書上、減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと（※2）。

エ 次の①及び②について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること。

- ① 申込日以降においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること。
- ② 申込日を含む事業年度以降の決算において、当該中小企業者の代表者（代表者に準ずる者を含む。）への貸付金その他の金銭債権（当該中小企業者の事業の実施に必要なもの及び少額のものを除く。）がなく、かつ、申込日を含む事業年度以降の決算において、当該中小企業者の代表者（代表者に準ずる者を含む。）への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えないこと。

オ 信用保証料率の引上げ（※3）により経営者保証を提供しないことを希望していること。

（※1） 「純資産の額 $\geq$ 0」であること。

（※2） 「経常利益+減価償却 $\geq$ 0」であること。

（※3） 中小企業信用保険法施行規則（昭和37年通商産業省令第14号）第4条の2第5号に掲げる規定に基づき、保険料率が加算されることに伴うものに限る。

#### (2) 対象区分間の併用

融資対象(1)、(2)はそれぞれの融資条件に従った上で、併用を可能とする。ただし、1事業者あたり利用限度額は合算で8,000万円とする。中小企業等協同組合等にあつては、(2)は上限8,000万円以内かつ(1)と(2)合算で2億円以内とする。

#### (3) 取扱金融機関の責務等

本貸付の取扱に係る金融機関の責務及び報告などその他の条件については、国の「事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度要綱」に定めるとおりとする。